

青色共済

**会費は
月額1,000円**

満14歳6ヵ月超、満65歳6ヵ月以下の方が
ご加入できます

生年月日が昭和30年(1955年)11月2日から
平成18年(2006年)11月1日までの方

[保障(補償)は85歳6ヵ月まで継続できます。(弔慰金・高度障害共済金を除きます。)]

4つの安心

1 不慮の事故で死亡または高度障害になったとき(生保+損保) (注1)

災害弔慰金 400万円～30万円

(注1) 満14歳6ヵ月超～満85歳6ヵ月以下の場合。金額は給付事由が発生した
年度(5月1日～翌年4月30日)当初の5月1日時点の年齢によります。

2 疾病で死亡または高度障害になったとき(生保) (注2)

**弔慰金・高度
障害共済金 200万円～30万円**

(注2) 満14歳6ヵ月超～満75歳6ヵ月以下の場合。金額は給付事由が発生した
年度(5月1日～翌年4月30日)当初の5月1日時点の年齢によります。

3 不慮の事故・病気で入院のとき(自家共済)

**入院見舞金 1,750円～1,000円
1日につき**

1日以上入院のとき1日目(日帰り入院)から保障。金額は給付事由が発生した
年度(5月1日～翌年4月30日)当初の5月1日時点の満年齢によります。

※青色共済には解約返戻金はありません。

入院見舞金は
85歳6ヵ月まで
保障!

2020年5月以降に
入院された場合、
入院見舞金が
1日目からもらえます!

新型コロナウイルス
感染症により自宅や
ホテル等で療養した
場合も入院見舞金が
もらえます!

4 不慮の事故で身体に障害が残ったとき(損保) (注)

障害見舞金 200万円～12.6万円 (後遺障害1級～7級限定)



加入申込書(票)提出締切日	お申込期間	保障(補償)開始日
① 2021年 4月20日(火)	① 2021年 1月19日～2021年 4月20日	① 2021年 5月1日(土)
② 2021年 7月20日(火)	② 2021年 4月21日～2021年 7月20日	② 2021年 8月1日(日)
③ 2021年 10月20日(水)	③ 2021年 7月21日～2021年 10月20日	③ 2021年 11月1日(月)
④ 2022年 1月19日(水)	④ 2021年 10月21日～2022年 1月19日	④ 2022年 2月1日(火)

※上記①・②・③・④のお申込期間に対応した保障(補償)開始日となります。

青色申告会 加入申込・その他のお問い合わせは

一般財団法人 **めぐろ青色申告会**
〒153-0061 目黒区中目黒5-28-3
TEL: 03-3713-1141

東京青色申告会連合会共済会
〒102-0074 千代田区九段南4-8-36
TEL: 03-3230-8501
FAX: 03-3230-8655
(受付時間: 平日の午前9時から午後5時まで)

加入資格

加入時現在、業務に従事している東京都内の青色申告会の会員・専従者・従業員、青色申告会の事務局職員で、2021年5月1日時点の年齢が満14歳6ヵ月超、満65歳6ヵ月以下の方

会費は会員さまの相互扶助として共済制度の掛金(保険料)となります

ご加入にあたり医師の診査なし! 地震・天災が原因でも給付!

会費は経理上、申告会費と同様の扱いとなります。

【給付内訳表】会費月額1,000円の給付内容

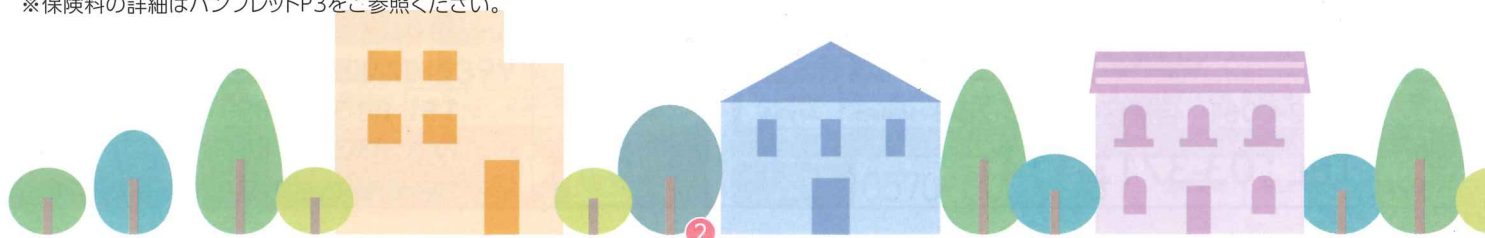
共済金の種類 年齢(注)	災害弔慰金 (生保+損保)	弔慰金 高度障害共済金 (生保)	障害見舞金 (損保)	入院見舞金(自家共済)		特別弔慰金 (自家共済)
	不慮の事故により死亡または高度障害になったとき	疾病により死亡または高度障害になったとき	不慮の事故により身体障害になったとき [全年齢共通条件] 1級～7級に限定	災害 不慮の事故により入院のとき	疾病 疾病により入院のとき	不慮の事故または疾病で死亡したとき
満14歳6ヵ月超 満40歳6ヵ月以下	400万円 (生保200万円+損保200万円)	200万円	最高200万円 (84万円～200万円)	1日につき1,750円 (10万円を限度)		年齢が75歳6ヵ月をこえ、死亡したとき 2.5万円 + (加算金) 76歳6ヵ月をこえる1年ごとに1万円が加算される
満40歳6ヵ月超 満50歳6ヵ月以下	350万円 (生保200万円+損保150万円)	200万円	最高150万円 (63万円～150万円)	1日につき1,500円 (60日限度)		
満50歳6ヵ月超 満60歳6ヵ月以下	200万円 (生保100万円+損保100万円)	100万円	最高100万円 (42万円～100万円)	1日につき1,000円 (60日限度)		
満60歳6ヵ月超 満65歳6ヵ月以下				1日につき1,000円 (45日限度)		
満65歳6ヵ月超 満70歳6ヵ月以下	150万円 (生保50万円+損保100万円)	50万円		[全年齢の共通条件] 入院初日より年度内それぞれの日数または金額を限度		
満70歳6ヵ月超 満75歳6ヵ月以下	130万円 (生保30万円+損保100万円)	30万円				
満75歳6ヵ月超 満80歳6ヵ月以下	30万円 (損保30万円)		最高30万円 (12.6万円～30万円)	1日につき1,000円 (30日限度)		2.5万円
満80歳6ヵ月超 満85歳6ヵ月以下						
満85歳6ヵ月超	毎年5月1日時点で満85歳6ヵ月をこえる会員は、傘寿金の給付を受けて自動脱会となる。 ただし、会員が満80歳6ヵ月をこえ満85歳6ヵ月以下で死亡したときは傘寿金を給付する。 また、満80歳6ヵ月をこえて継続補償を選択しないで脱会した場合も傘寿金を給付する。					傘寿金 (自家共済) 3万円

(注) 給付事由が発生した年度(5月1日~翌年4月30日)当初の5月1日時点の年齢をもとに給付内容をご覧ください。

※団体傷害保険(死亡・後遺障害保険金)は、競輪選手やプロレスラー等、被保険者のご職業によってはお取扱いが異なる場合があります。

※団体傷害保険(死亡・後遺障害保険金)は、天災危険補償特約・後遺障害等級限定補償特約(第1級~第7級)セットとなります。

※保険料の詳細はパンフレットP3をご参照ください。



青色共済制度について

【会費とお手続き】

- ・会費は1人月額1,000円です。(青色申告会の会員が全額負担します。)
- ・会費は原則として3ヵ月前納ですが、会によって異なります。
- ・お申込人となれるのは東京都内の青色申告会の会員にかぎります。
- ・加入申込書(票)に必要事項を記入・押印(または署名)のうえ、ご所属の青色申告会へお申込みください。
- ・ご加入にあたっての医師の診査はありません。ただし、被保険者の健康状態について告知が必要です。
- ・ご加入にあたり、同意確認のため、加入者全員の加入申込書(票)への記名・押印(または署名)が必要となります。
- ・**入院は1日目から給付します。**(2020年4月30日以前に開始した入院は連続5日以上の場合が対象)
- ・新型コロナウイルス感染症に罹患され保健所または医師の指示により自宅または宿泊施設等で療養された場合にも入院見舞金の給付対象といたします。(給付請求にあたっては、保健所や自治体(東京都など)が発行する証明書が必要です。)
- ・共済会の自家共済(入院見舞金、特別弔慰金、傘寿金など)の給付については、2021年5月1日以降請求の場合、2019年5月1日以降に給付事由が発生した場合にかぎり、給付対象になります。ただし、給付事由発生時に、青色共済に加入していた加入者のみが対象になります。
- ・特に脱会のお申し出がないかぎり、自動更新となります。
- ・本人が受け取った給付金は原則として非課税です。(所得税法施行令第30条)
※税務の取扱いについては、2020年9月時点の法令等にもとづいたものであり、将来的に変更されることもあります。変更された場合には、変更後の取扱いが適用されますのでご注意ください。詳細については、税理士や所轄の税務署等にご確認ください。

早めの加入
★
早めの安心



<お申込みいただけない方>

以下の告知内容に一つでも該当する方はお申込みいただけません。

- 告知日現在、病気やけがで休職・休業中でなく、かつ病気により就業を制限されていませんか。
(注)「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負担の制限などを指示されている場合をいいます。
- 告知日現在、医師による治療期間中または薬の処方期間中ではありませんか。
(注1)「治療」には、指示・指導を含みます。
(注2)「医師による治療期間」は初診から終診(医師の診断によるもの)までの期間をいいます。
- 告知日より起算して過去1年以内に、以下別表記載の病気により連続して2週間以上の入院をしたことはありませんか。

別表	がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病
----	---

※以下については、告知の対象外となります。

- (1) 入院のない場合: 風邪・インフルエンザ・じんましん・アトピー性皮膚炎・湿疹・虫歯・歯の治療・花粉症・アレルギー性鼻炎
- (2) 入院がなく完治した場合: 四肢のねんざ・骨折
- (3) 手術をうけて完治した場合: 虫垂炎

この資料は2020年10月時点の団体定期保険・団体傷害保険の概要を記載したものであり、ご契約にかかるすべての事項を記載したものではありません。お申込みにあたっては、所定のパンフレット(「契約概要」、「注意喚起情報」)を必ずお読みください。損保の詳しい内容については取扱代理店または損害保険ジャパン株式会社までお問い合わせください。

青色共済制度は、東京青色申告会連合会共済会の自家共済(病気や災害の入院等を保障)、団体定期保険(死亡や所定の高度障害状態を保障)と団体傷害保険(災害の死亡や後遺障害を補償)を組み合わせた制度です。

団体定期保険 事務幹事会社: 第一生命保険株式会社

東京都千代田区有楽町1-13-1(受付時間 平日9:00~17:00) TEL:080-2143-1869

団体傷害保険 取扱代理店: 株式会社東京青色

東京都千代田区九段南4-8-36(受付時間 平日9:00~17:00) TEL:03-3230-8501 FAX:03-3230-8655

団体傷害保険 引受保険会社: 損害保険ジャパン株式会社 営業開発部第二課

東京都新宿区西新宿1-26-1(受付時間 平日9:00~17:00) TEL:03-3349-3578 FAX:03-6388-0156

(登)C20E6160(2020.12.09)
SJ20-11338(2021.03.12)